

病院に対する診療報酬等の返還請求の訴訟の提起について

1 経緯

区は、埼玉県内の病院の開設者である個人（以下「病院開設者」といいます。）に対して、区の国民健康保険被保険者に係る診療報酬又は高額療養費を支払い、又は負担しています。

令和2年2月27日に厚生労働省関東信越厚生局が実施した保険医療機関に対する施設基準等に係る適時調査において、当該病院で勤務する夜勤看護師が不足しており、施設の配置基準を満たしていないことが判明しました。

診療報酬のうち特別入院基本料は、施設の配置基準を満たしていなければ算定できないため、区が支出した平成31年1月分から令和2年1月分までの特別入院基本料等について、令和4年11月22日以降、不当利得として病院開設者に返還請求を行ってきました。

代理人弁護士からは支払困難との通知があり、現在に至っても返還についての合意に達しておりません。債権を確実に回収するため、病院開設者を被告として訴訟を提起することとしました。

2 港区の債権額

合計 1,951,882円 *利息は別途算定

【内訳】

診療報酬分 1,469,986円

高額療養費分 481,896円

※ 高額療養費は、被保険者が医療機関に支払った一部負担金（医療費の3割又は2割）が自己負担限度額を超えた場合、その超えた部分を支給するものです。通常、被保険者の属する世帯の世帯主からの申請により償還払いします。ただし、被保険者が限度額適用認定証を医療機関に提示した場合、被保険者は医療機関に自己負担限度額までを支払い、自己負担限度額を超えた部分は医療機関が高額療養費として保険者（区）に請求します。

3 スケジュール（予定）

令和5年11月 令和5年第4回港区議会定例会（訴えの提起の議案提出）